

ふるさと美郷応援寄付(ふるさと納税)のお礼の品を募集しています!

ふるさと納税制度による美郷町への寄付促進と地元特産品等のPR・地産外商等との相乗効果を図るため、ふるさと納税を行った方へのお礼の品を提供する町内の事業者を募集しています。

申請先 ● 町企画財政課
※随時受け付けています。

品目数 ● 制限なし

手続方法 ● 初めに応募する事業者

- ① 町企画財政課へ資料請求
 - ② 事業内容等を確認後、各種書類を提出
- すでに承認を受けている協力事業者**
- ① 記念品申込書等の提出

事業者の要件

- ・ 事業所等が美郷町内にある企業、団体または個人事業者であること
- ・ 美郷町商工会員、農業法人、公共的団体(町指定管理者を含む)のいずれかに該当していること
- ・ 税の申告がなされ、かつ、町税の滞納がないこと

お礼の品の要件

次のいずれかに該当するもの

- ・ 町内で生産、加工または製造されているもの
- ・ 町内の原材料を使用しているもの
- ・ 町内で提供されるサービスであるもの

※上記の内容は要件の一部です。

※お礼の品は発送期間が限定される品(期間限定商品)の応募も可能です。

事業者としてのメリット

- ふるさと納税関連のインターネットサイト(ふるさとチョイス、楽天ふるさと納税等)やカタログ等にお礼の品の画像、商品名等が掲載され、全国に向けて商品やサービスのPRができます。
- お礼の品発送時に自社商品等のパンフレットを同封することで、商品の販売促進、販路拡大、PRをすることができます。

美郷町では、ふるさと美郷応援寄付を通して、全国に向けて美郷町の特産品をPRしています!この機会に、町外に住むご家族やご親戚、ご友人などにふるさと美郷応援寄付をご紹介ください。

詳しくは、「秋田県美郷町ふるさとチョイス」、「秋田県美郷町楽天ふるさと納税」、「秋田県美郷町JALふるさと納税」で検索!

活力ある地域づくり事業

行政区やボランティア団体等が自主的に行う事業に補助金を交付しています

■ 地域の伝統行事の保存および継承のために行う事業(伝統行事)

事業に必要な経費の2分の1以内の額(上限額5万円)

■ 行政区、自治会、ボランティア団体等が行う事業

事業に必要な経費の3分の2以内の額(上限額30万円)


※ただし、補助金の交付が4回以上の事業については必要経費の2分の1以内の額(上限額20万円)、7回以上の事業については必要経費の3分の1以内の額(上限額10万円)

申込方法

事業を行う2週間前までに、町企画財政課または六郷・仙南各出張所のいずれかに申請書を提出してください。(申請書の用紙は、町企画財政課および六郷・仙南各出張所に備え付けているほか、町ホームページからもダウンロードできます)

※補助金額が1万円未満となる事業は対象外となります。
※飲食に関する経費など、補助の対象とならない経費がありますので、詳しくは町企画財政課までお問い合わせください。

申・問 町企画財政課 企画財政班 ☎0187(84)4901




エフエム秋田(82.8MHz)で放送中!

マイシティ・マイタウン美郷町

(毎週火曜日 午後4時21分~午後4時30分)

美郷町の旬な話題を紹介しているよ!
皆さんからの「おたより」も待ってます!



※毎月第1火曜日はテスト放送を兼ねているため、各家庭にお配りしている「緊急告知FMラジオ」が強制的に起動します。

地域活動拠点整備事業

行政区の活動拠点となる集会施設等の整備事業に補助金を交付しています

- 集会施設等の新築(全部改築を含む)を行う事業
事業に必要な経費の2分の1以内の額(上限額500万円)
 - 集会施設の増築、一部改築、修繕を行う事業
 - 外構、駐車場等の付帯施設の整備を行う事業
 - 防災資機材の整備を行う事業
事業に必要な経費の3分の1以内の額(上限額100万円)
- ※次に掲げる経費については、補助金額を経費の3分の2以内の額とします。
- ①下水道施設、集落排水施設への接続に要する経費
 - ②合併処理浄化槽の設置に要する経費
 - ③施設のバリアフリー化に要する経費
 - ④災害時の地域一時避難所としての防災資機材の整備に要する経費

申込方法

事業を行う2週間前までに、町企画財政課または六郷・仙南各出張所のいずれかに申請書を提出してください。(申請書の用紙は、町企画財政課および六郷・仙南各出張所に備え付けているほか、町ホームページからもダウンロードできます)

- ※事業費が10万円未満の事業は補助対象外となります。
- ※改修内容等によっては補助の対象とならない場合がありますので、詳しくは町企画財政課までお問い合わせください。

申・問 町企画財政課 企画財政班 ☎0187(84)4901

農政課

美郷町産農産物・加工品等の販売促進を支援しています

美郷町をPRした町内産農産物・加工品等の販売促進に対し、その経費の一部を補助します。

- 対象者 ●町内産農産物・加工品等の販売促進に取り組む団体等
- 補助金額 ●総事業費(税抜額)の3分の2以内の額(上限額15万円)

- 対象経費 ●秋田県外および首都圏での展示会・商談会等への参加に係る経費(出展料、チラシ作成料、送料、旅費等)
- その他 ●事後申請は認められませんので、販売促進活動の前に必ず申請を行ってください。

産業用無人航空機操作技能の新たな取得を支援しています

病害虫防除のために産業用無人航空機のオペレーター技能認定証を新たに取得した方が所属する団体に補助金を交付します。

- 対象者 ●無人航空機を保有または1年以内の導入が見込まれる町内の水稻病害虫防除事業実施団体や農業法人等
- 補助金額 ●オペレーター技能認定証を新たに取得するために要した受講料(税抜額)の3分の1以内の額(対象者一人あたりの上限額10万円)

- 補助要件 ●次の要件をすべて満たす必要があります。
 - ①左記対象者の構成員で、美郷町に住所があり、現に居住していること
 - ②令和2年1月から同年12月までに登録認定等機関から無人航空機のオペレーター技能認定証の交付を受けている(交付見込みを含む)こと

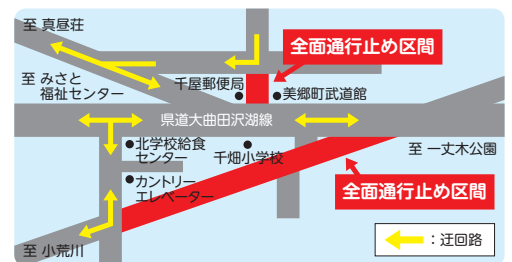
申・問 町農政課 農業振興班 ☎0187(84)4908

建設課

街路樹からの落雪が予想されます
松・杉並木通りの通行止めと迂回をお願いします

松・杉並木の街路樹からの落雪により事故が発生していることから、落雪の恐れがなくなるまでの間、一部を全面通行止めとします。ご不便をお掛けしますが、通行の際は右図の迂回路をご利用くださるよう、ご協力をお願いします。

- 通行止め区間 ●町道一丈木・小荒川1号線、町道暁線
- 通行止め期間 ●令和3年3月下旬まで(予定)



問 【通行止めに関するお問い合わせ】町建設課 建設管理班 ☎0187(84)4910
【松・杉並木に関するお問い合わせ】町総務課 管財班 ☎0187(84)1111